

いざという時のために知って安心  
自分のためにみんなの安心

# 成年後見制度

認知症・精神障害・知的障害などによって  
ひとりで決めることに不安や心配のある方の  
契約や手続きをお手伝いする制度です。



契約・手続き  
の代理

不当な契約の  
取消

適切な  
判断への  
お手伝い

<ご相談窓口>

戸田市立地域包括支援センター

戸田市美女木4-20-6 電話 048-422-8821

ご相談内容によって、相談先をご提案させていただきます。

※美女木地区・笹目地区以外の相談窓口は各担当地域包括支援センターになります。

詳しくは

成年後見はやわかり 厚労省

で検索

《裏面もご覧ください》

# こんな方に成年後見制度

## Aさんの場合（法定後見制度）

Aさんは1人暮らし。昔はしっかり者でした。親戚が久しぶりにAさんの家に行くと、未使用の商品が箱のまま大量にあり、物忘れも進んでいる様子。親戚も遠方に住んでおり頻繁に来られません。心配になり、地域包括支援センターに相談をしたところ介護保険の利用とあわせて、成年後見制度の相談をすすめることになりました。最終的には、法律の専門家に後見人をお願いすることになりました。



## Bさんの場合（任意後見制度）

Bさんは最近少し物忘れが心配になってきています。アパート経営をしています。このままでは将来どうやって経営をしていくか心配です。地域包括支援センターへ相談したところ任意後見制度に関する案内がありました。法律の専門家に相談し、長男が任意後見人となる契約を結びました。今後、アパート経営ができなくなった場合は長男がアパート管理を行い、法律の専門家が任意後見監督人となる予定です。



## 成年後見制度の種類

任意後見	法定後見		
	補助	補佐	後見
将来に備える方へ	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることが心配な方	多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方
ひとりで決めることができるうちに任意後見人を選定	一部の手続・契約等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の代理・取消
<u>自分で選んだ人を任意後見人にする</u> ことができる	<b>本人の状況を見て家庭裁判所が補助人、補佐人、後見人を選任</b> <選任先の例> 本人の親族、法律・福祉の専門家・その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人		